

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

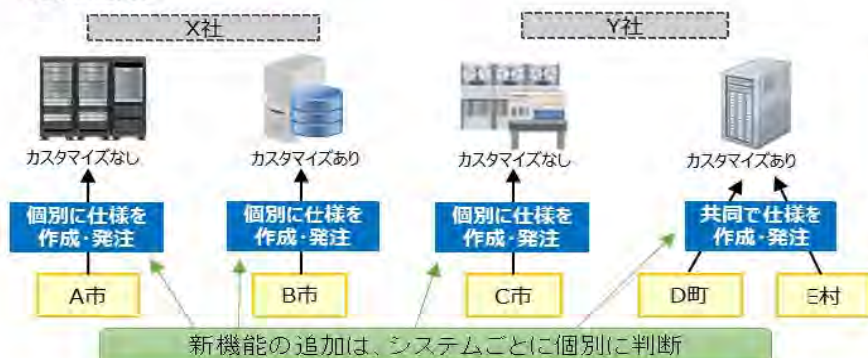
※ 2.0 業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

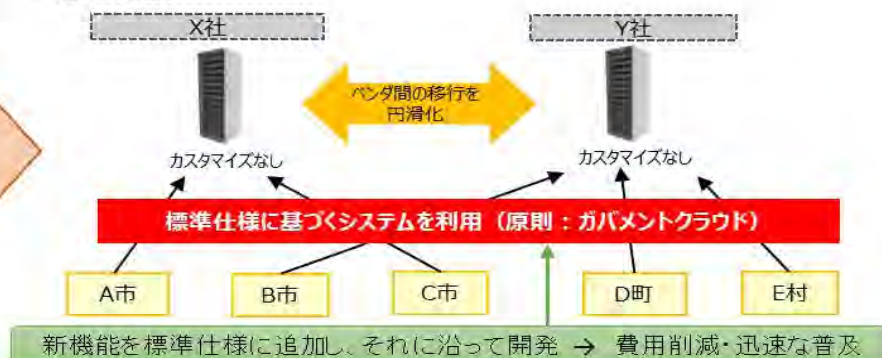
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】

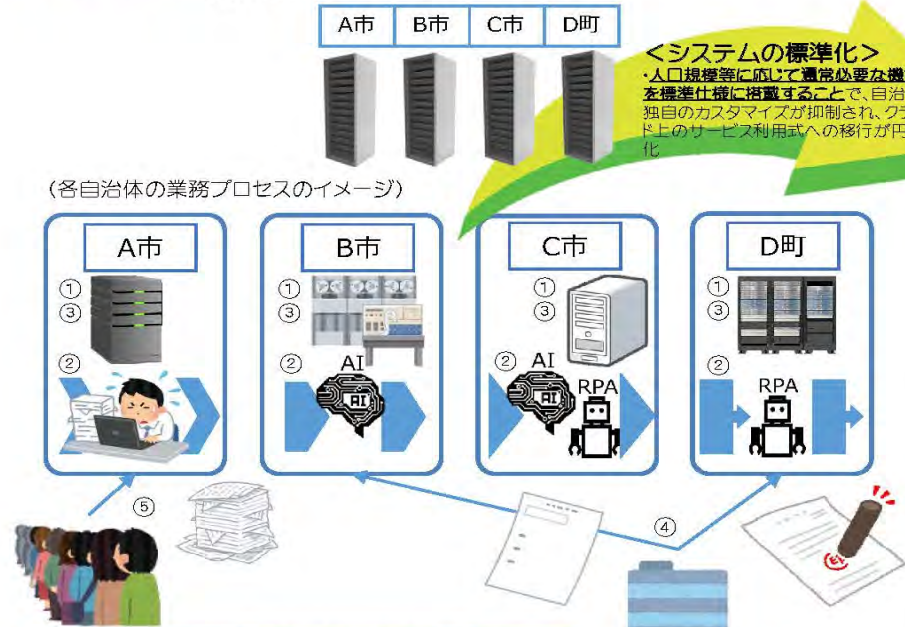


自治体DXの推進について

情報システム及び様式・帳票の標準化の効果（イメージ）

現在の姿

…情報システム、様式・帳票、業務プロセス、AI・RPA等の導入状況が**バラバラ**



①人的・財政的負担が大きい（重複投資）

- ・情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応せざるを得ない
- ・情報システムの独自開発やカスタマイズにより重複投資

② AI・RPA等のICTを活用しにくい（高価）

- ・単独での利用だと、高価なAI・RPA等のICTを導入しにくい
- ・単独での利用だと、学習データが少なく、AIの質が高くない
- ・業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

③ベンダロックイン

- ・情報システムがベンダ間でバラバラである結果、ベンダの乗り換えが困難であり、競争が働かず割高になる

④住民・企業等にとって不便その1（バラバラの様式）

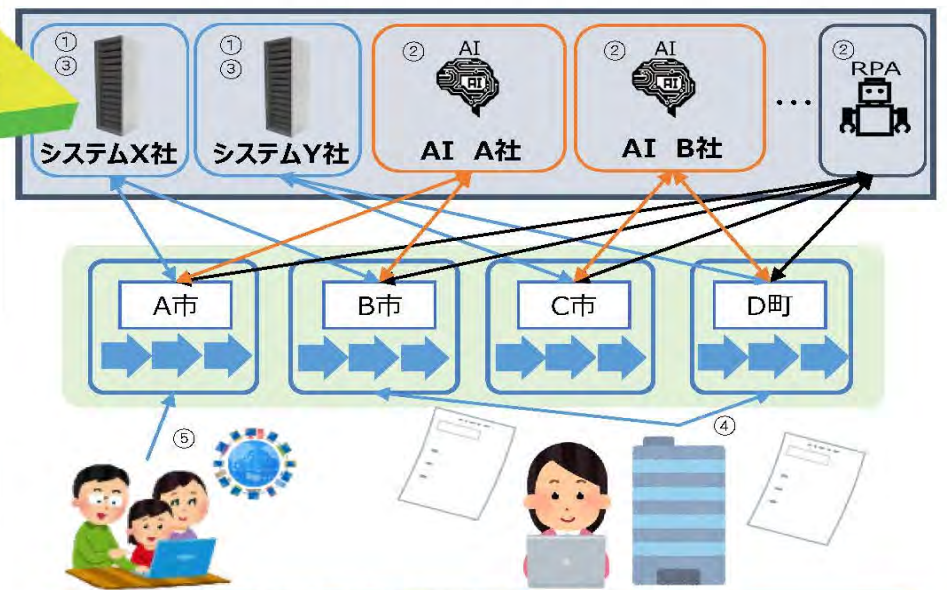
- ・社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に記載

⑤住民・企業等にとって不便その2（紙申請）

- ・紙の申請書に記載し役場で提出

未来の姿

…情報システム及び様式・帳票の**標準化**により、業務プロセスも標準化し、システムやAI・RPA等をクラウド上で全国的な**サービス利用**



①人的・財政的負担が減少（割勘効果、カスタマイズ抑制）

- ・各自治体の情報システムは、クラウド上のサービス利用式へ移行すると、クラウド上でベンダ側が更新版のソフトウェアを配布するため、自治体側の制度改正対応や更新時の負担が削減（サービス利用式に至る前でも、ノンカスタマイズ部分については、ベンダ側が更新版を配布するため、制度改正対応や更新時の負担を削減）
- ・システム共同化により、割勘効果で重複投資が削減（システムの標準化で自治体独自のカスタマイズが抑制され、システムを共同化しやすくなる）

②高性能な AI等を安価に活用（割勘効果、学習データ増加）

- ・共同利用による割勘効果によりAI・RPA等のICTを安価に導入
- ・共同利用により、学習データが増加し、AIの質が向上
- ・業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用

③ベンダ間の競争の促進

- ・各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

④住民・企業等の利便性向上その1（統一様式）

- ・異なる自治体にも統一した様式・帳票で提出可能

⑤住民・企業等の利便性向上その2（オンライン申請）

- ・マイポータルとの連携を含め、デジタルライン・デジタルアウトを視野に入れた標準を作ることで、オンライン申請を促進

外部人材の活用について

概要

- 自治体DXを推進するに当たって、CIOのマネジメントを専門的な知見から補佐するCIO補佐官等の役割が重要であるが、その人材確保が課題となっていることから、市町村が外部人材の任用等を行うための財政措置を令和3年度から創設するなど、市町村の取組を積極的に支援。

(1) 市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置の創設

- ✓ 「自治体DX推進計画」では、自治体DXの各種取組みを推進するための組織体制として、役職ごとの役割を設定し、全庁的・横断的な体制整備に着手することが望ましい、としている。
- ✓ そこで、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となるが、市町村においては、適任者が見つけれないなどその人材確保が課題となっている。
- 令和3年度から、新たに、**市区町村がCIO補佐官等として、外部人材を特別職非常勤職員として任用する場合又は外部に業務委託する場合の経費について、特別交付税措置を講じる**

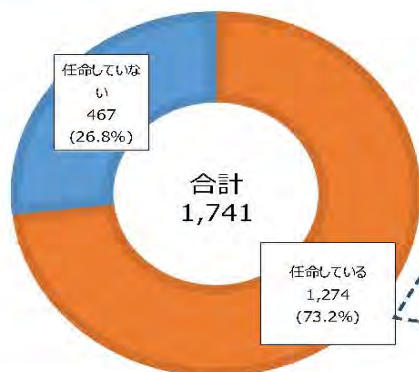
(2) 市区町村の外部デジタル人材の募集情報の周知

- ✓ 外部人材を確保する手法として、公募、民間人材紹介会社の利用、ICT企業等の社員の派遣を受けるための連携協定の締結などがある。
- ✓ 公募の場合に、一自治体の情報発信の取組では、募集情報をデジタル人材や企業に十分届けることが難しい。
- 総務省では、市区町村における外部人材の確保を支援するため、**市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報の更新について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信**

市区町村におけるCIO・CIO補佐官の任命状況

- 自治体DX推進計画において、CIOは、「庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長等が望ましい」としており、実際に、副知事・副市区町村長が任命されている傾向。
- 一方で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官は、「内部に適切な人材がない場合には、外部専門人材の活用を積極的に検討することとしているが、適任者が見つけれられないなどその人材確保が課題となっており、令和3年4月1日現在で、外部人材を活用している市区町村は少ない。

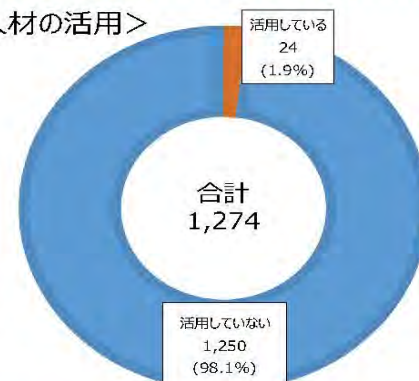
CIOの任命状況



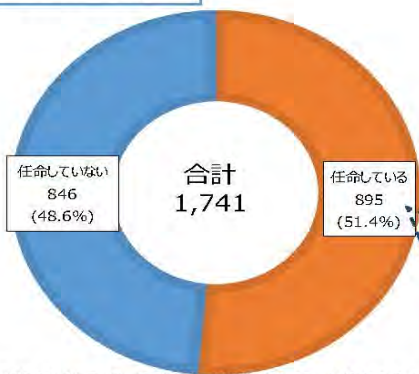
<CIOの役職>



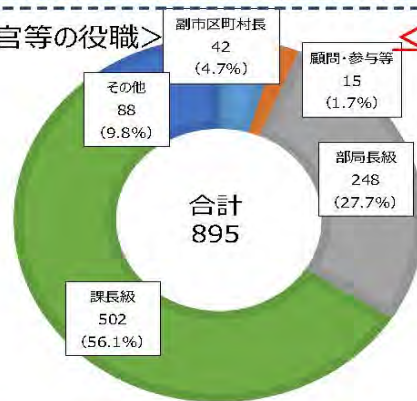
<外部デジタル人材の活用>



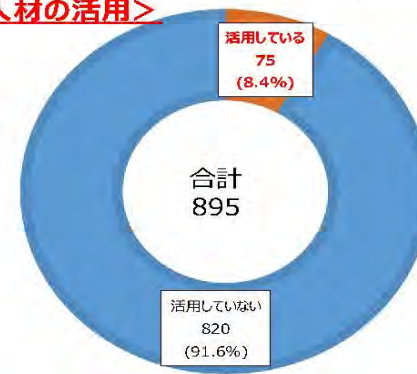
CIO補佐官の任命状況



<CIO補佐官等の役職>



<外部デジタル人材の活用>



出典：総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」

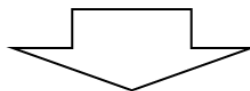
財政制度等審議会・会計検査院からの指摘と指摘事項への対応状況

【財政制度等審議会財政制度分科会配布資料から抜粋（令和4年10月13日）】

- 臨時交付金については、事業の実施状況とその効果について公表するよう自治体に要請しているが、約半数の自治体の実施状況を公表しておらず、また約6割の自治体が事業効果に関する情報を公表していない。
- 新型コロナ対策が新たな段階に移行していく中、これまでの措置が地方財政に与えてきた影響を踏まえれば、臨時交付金については縮減・廃止していく必要。

【会計検査院からの改善処置要求及び意見表示の概要（令和4年10月17日）】

- 地方創生臨時交付金による事業の実施にあたり、自治体において適切に運用されるよう、留意事項等を周知することを求めるもの。
 - ・商品券等の未換金相当額が委託先等に滞留する事態があるため、未換金相当額に臨時交付金を充当しない取扱いとすることなどを周知すること
 - ・繰り上げ償還に伴い発生した信用保証料補助等の過払い分返金額が自治体に留保される事態があるため取扱いを定め、周知すること
 - ・地方公共団体に効果検証の方法を周知する方策を検討し、速やかに公表するよう周知すること など



【対応状況】

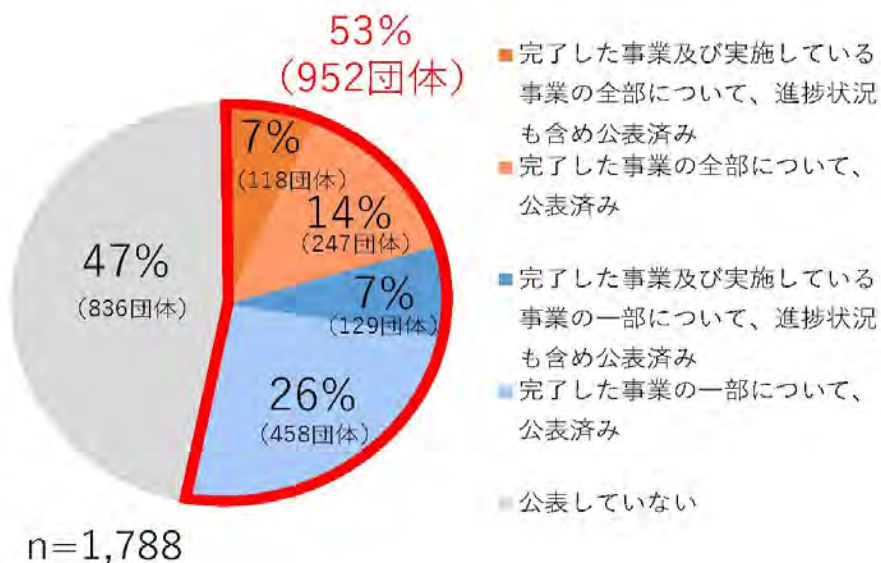
- 制度創設当初から自治体による事業の実施状況や効果の公表を要請。
 - ・令和4年5月に各自治体の公表状況を調査し、その結果を公表
 - ・令和2年度中に完了している事業について未公表の自治体に対し、原則、令和4年度中に公表するよう強く要請（令和4年9月2日付け事務連絡）
- 令和4年9月創設の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金において、コロナ禍における物価高騰の影響を受けた生活者・事業者に対する支援により重点的・効果的に活用されるよう、推奨事業メニューを提示。
- 会計検査院からの指摘を踏まえ、留意事項等を取りまとめて周知（令和4年11月4日付け事務連絡）。
- 制度要綱を改正し、自治体による事業の実施状況及び効果の公表を制度化（令和4年12月23日一部改正）。

地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況①

1. 事業実施状況の公表に関する調査結果

令和2年4月1日以降に臨時交付金を活用した全事業を対象とし、実施状況の公表について調査

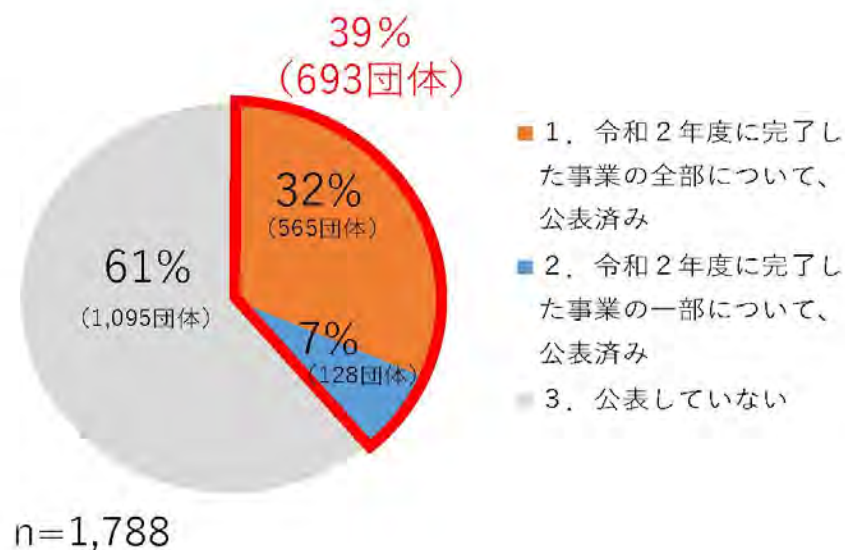
完了した事業の全部について、実施状況を公表している地方公共団体は、約20%（365団体）となっている。
完了した事業及び実施している事業について、全部又は一部の実施状況を公表している地方公共団体は、約53%（952団体）となっている。



2. 事業効果の公表に関する調査結果

令和2年度に完了した事業を対象とし、事業効果の公表について調査

令和2年度に完了した事業の全部について、効果を公表している地方公共団体は、約32%（565団体）となっている。
令和2年度に完了した事業の全部又は一部について、効果を公表している地方公共団体は、約39%（693団体）となっている。



昨年12月に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」を改正し、事業の実施状況及びその効果の公表について初めて明記。合わせて事務連絡を发出。

● 制度要綱（令和4年12月23日改正）

4 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表
地方公共団体は、実施計画に基づき臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果をインターネット等の利用により公表するものとする。

● 事務連絡（令和4年12月23日发出）

事務連絡
令和4年12月23日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

令和4年度第2次補正予算の成立を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の7,500億円の増額が計上された令和4年度第2次補正予算が成立したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、その運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。

なお、臨時交付金については、一部その使途について議論もあることから、効率的・効果的な事業に活用するとともに、説明責任をしっかりと果たして頂くよう改めてお願いいたします。また、臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果の公表について、引き続き、お願いいたします。本事務連絡に記載のない事項につきましては、必要に応じて、過去の事務連絡を参照してください。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようお願いいたします。

記

8. 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、臨時交付金創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、公表するようお願いしているところです。また、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）において、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。このように、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、今般、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の4に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和4年9月2日付け事務連絡）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行うようお願いします。特に、令和2年度中に完了している事業について、未公表の地方公共団体におかれましては、原則、今年度中に公表されるようお願い

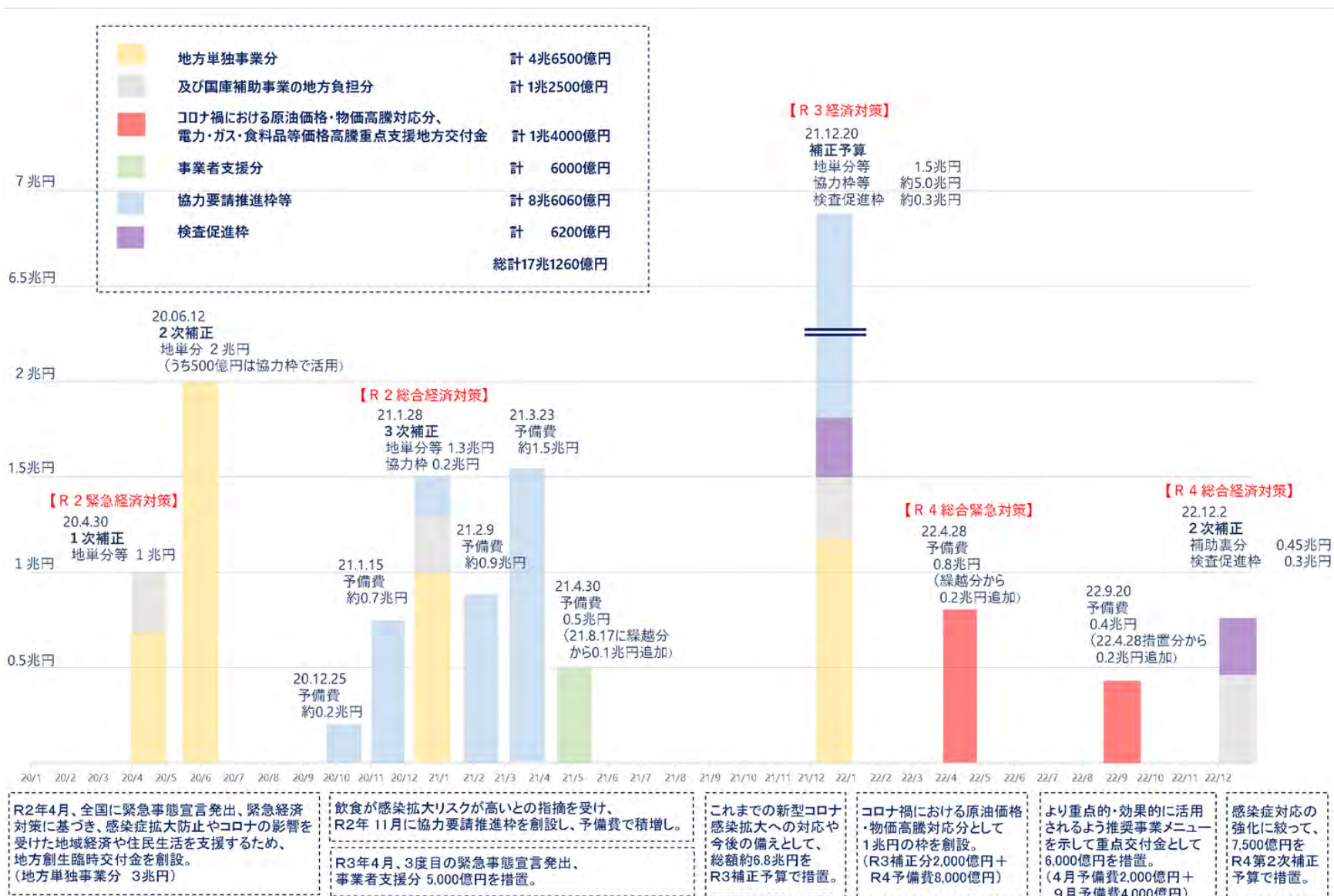
ます。

また、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめ留意ください。

さらに、先般、内閣府より令和3年度中に完了した事業等を対象として、臨時交付金の効果検証のためアンケート調査等を実施させていただいたところです。令和5年度においても、令和4年度中に完了した事業を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

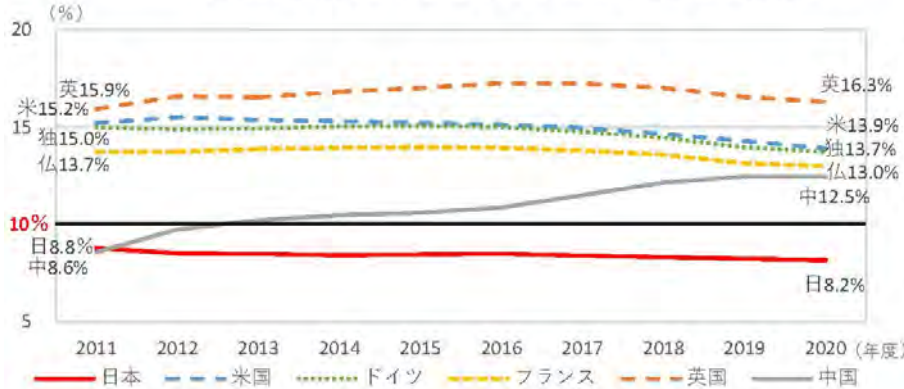
地方創生臨時交付金について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算措置



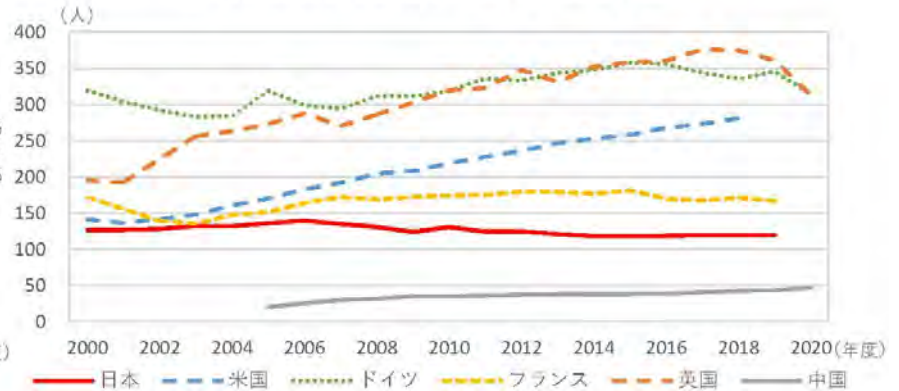
国際的な研究開発の競争力について

<各国の論文数に占めるトップ10%補正論文の割合>



(備考) 1. 文部科学省、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標」より作成。
 2. トップ10%補正論文数とは、トップ10%論文数の抽出後、実数で論文数の1/10となるように補正を加えた論文数を指す。

<人口100万人当たりの博士号取得者数>



(備考) 文部科学省、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標」より作成。

<トップ10%補正論文における国内論文数と国際共著論文数>



(備考) 1. 文部科学省、科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2021」より作成。
 2. ①は2002-2004年、②は2017-2019年の累計数。

<競争力ランキング>



(備考) 1. IMD「World Digital Competitiveness Ranking 2022」より作成。
 2. 数値は63か国中の順位。